

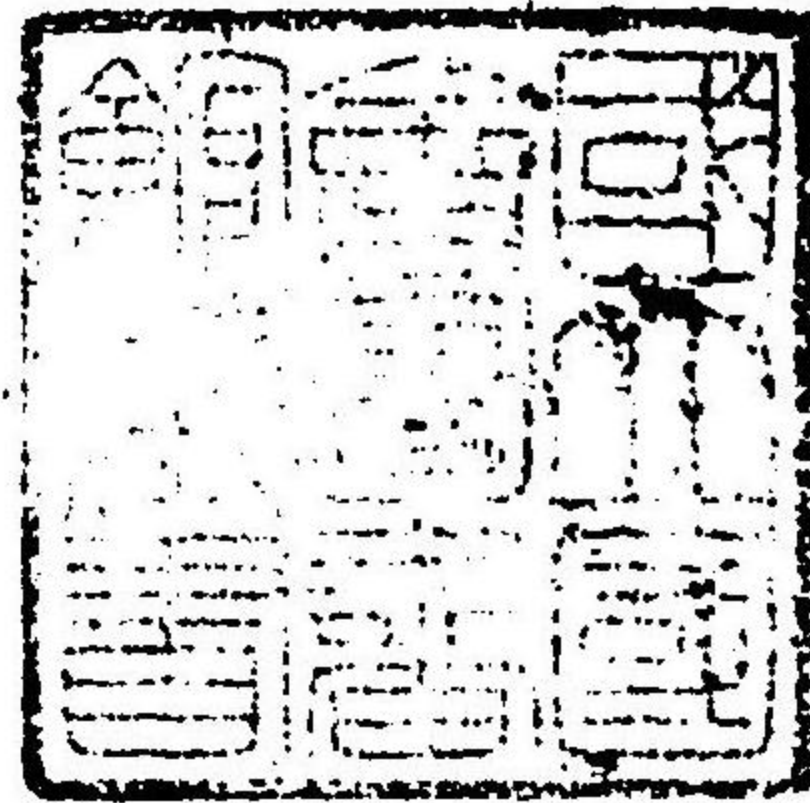
五事略

下

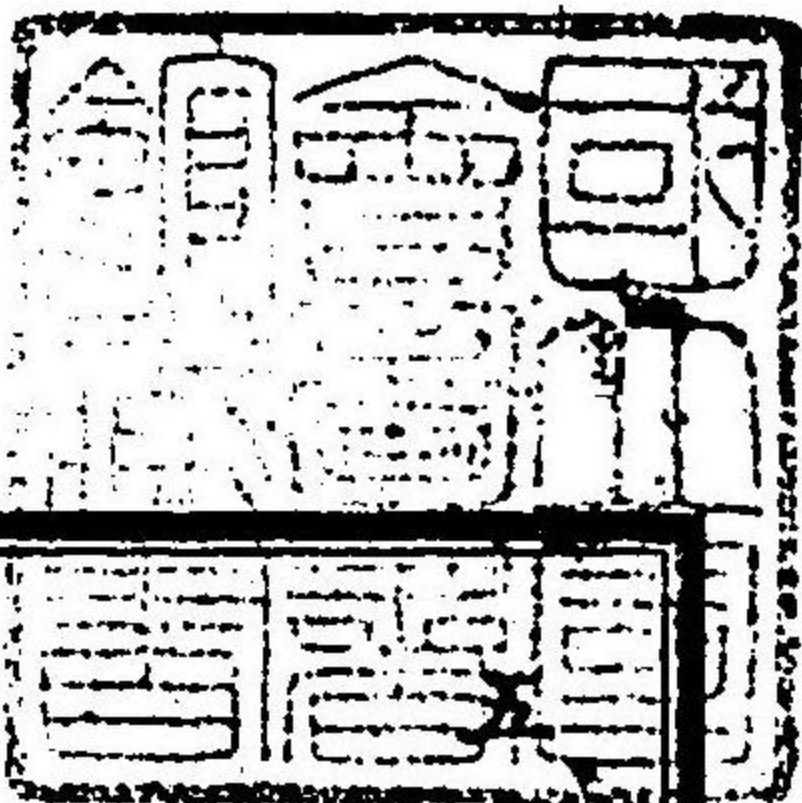
210.5

A 654g

Th



245129



書中中國と
あつるは支那
を指す以下
を以て云
同

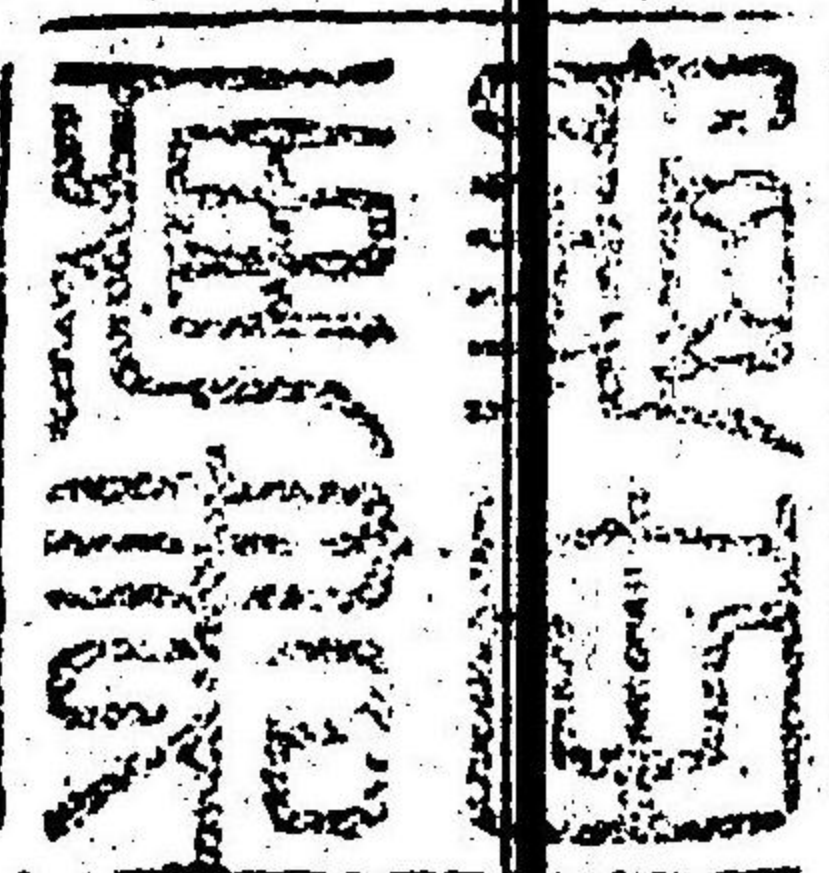
五事略下卷

琉球國事略

○異朝の書に見ゆ琉球國の事

琉球ハ其國大小の二ツあり今の中山ハその大琉球の國あり

小琉球の國ハ中國ニ通る事ありと見ゆたり其琉球の人ニ此事を
問ひし小琉球といふ所詳ありと今の大島の地をヤセーにヤとヤ
を此説心得を異朝の書に小琉球ハ泉州の地ニ澎湖といふ所と煙火
相望むといひ又閩中の敷山に上りて望むへーといふ然らハ閩中に
近き海上にあるあり大島あらんにハ閩と去る事數千里と隔つ又朝
鮮の書に小琉球の地ハ琉球の東南水路七八日程にあり國に君長
もなく人皆たけたかく大にして衣裳といふもなし人死しぬれハ其
親族あつまりてその肉とくらひそのかいらに漆ぬりて飲器とすと



いふ事あり是も又信用よたらむ

古より中國よ通せし事ハ聞えず隋の煬帝大業年中羽騎尉朱寬をして
異俗と訪求めしめ始て其國よ至る其語言通せを一人と掠めて還る後
よ武貴郎將陳稜として兵と率わて其國よ至らしめ男女五千人と生捕
て還れり推古天皇十八年に所をれり其後大元の時よ至て使して招諭せられ
しりともつひよ從はむこれ元の世祖日本を招諭せらるし時の事なる其國王初の姓
ハ歡斯氏名ハ濁刺究國人これと呼ひて可老羊といふ其妻と多拔茶と
いふ一説よ其國王の姓名の事數世を経て後國わうれて三つとなる中山山南
山北これなり大明の太祖洪武五年日本よつうハされし行人楊載使の
事訖て歸る時よ琉球と過て中國よ内附すへき由を招きけれハ此年
秋七月其王各々使して朝貢し封爵の事を請ひやむ我國南朝後龜山院文中元年
北朝後圓融院應安五年の事
あり大明の太祖の使明州の天竺寺の僧祖闍南宮の僧無遠九州に來りて南朝國西の懷良親王
よまゐれき揚載これの僧と共よ來るるるへしこれ大明より我國への使策二度よ及ひし時の事也

同十五年

我國南朝和二年
北朝永徳二年也

中山王察度山南王承察に印金幣等を賜るこれ中

和らくへきよ一の詔書を賜りて同十六年我國南朝和三年
北朝小松院永徳三年山北王柏尼芝

も印文綺等を賜る此年勘合文冊を三王よ賜るこれより三王皆中國

よ請ふて其封を嗣ぐ王よい野藤抄羅冠王加よい野藤抄羅王
羅王相察官等よい類公服等を賜ひしり同二十五年我國此年南

小松院明

中山王其子侄陪臣の子弟等として國學よ入らしむ太祖よろこ

ひ給ひて其禮遇山南山北よこえすくれて國人の善く船と操るもの三

十六姓と賜りて其往來よ便し給ひ二年ことに一たび朝貢し船ことに百人

多くとも百五十人よ過へらむと定められ福建の南臺の外よ蕃使館を設て其使を

待たる朝貢使の朝を拜する等の儀
事長けきいあるすよ及いそその貢物ハ馬、琉黄、蘇木、胡椒、螺殼、海巴、生紅銅

牛皮、摺子扇、刀、錫、瑪瑙、磨刀石、烏木、降香、木香、其中琉黄、螺殼、海巴、牛皮、磨刀

石、ハ其國の産物よて蘇木、胡椒等ハ歳よ運遷日本より易る所よして摺

地ハ其延袤三百里琉球とさる事わつうよ一日う程あり北山といふ今のされハ北山の地と得る時ハ琉球と得る事たやすくして閩廣の地と侵さむ事も亦其便あり閩廣とは今の福州漳州等の地方關白其使に求るよ北山の地よ兵を屯せん事と以てを彼僧あへて其命にたうふ事なりやうて銀四百塊每塊重き事四兩三錢ある物をあたへて賞をある所よりて按てるよ銀一天龍等日本の使と同一く本國に歸りて其由をやを尚寧ゆるさむ此僧つひに自ら繼れ死む日本の使歸りてかくとやければ關白大きに怒りて北山の地を以て我に與ふる事ありらんにいりてり我銀とは受けぬへまことて毎年の利として銀四千兩をはたりせむ尚寧やむことを得ずして其銀を倍して還を按ずるに此事ハ本朝文錄元年秀吉琉球の名古耶に陣して兵を依りて朝同廿一年文錄二年また僧建差等を使として日本につらハを關白其僧をとめて返さす新納といふものを琉球につう

て萬人の兵の三年の糧を載て朝鮮に至るへま事をもちむ琉球もとより國小にして民困み其糧と出をへま所あり同廿二年文錄三年使の僧と日本につうりて其由を陳謝を此事もまご薩摩の國守の事を以て關白とあるす同三十二年慶長九年琉球冊封使夏子陽還りて其國に住むる所の日本の人をもてに千人に近し其國必日本に併せらるへいと奏を世子尚寧冊封の事朝鮮乃軍事より同三十七年其國王果して薩摩の國のために執へらる慶長十四年の事也尚同四十年十一月尚寧使として再び朝貢を修し韓國の事と奏を福建の巡撫丁繼嗣奏して日本の將琉球をして互市と請はしむ琉球もてに日本のために併せられて貢物も亦日本の産也琉球の心はうり識るへうらむとやを海道參政石崑玉其貢物を驗むるよ日本の産物相雜りしうハ其使入朝の事ととめて其貢物を量り収めて物多く賜りて賞せらる慶長十七年の事也此時島津陸軍守家入中山王に命じて福建の軍門よ書を贈らせて日本大

一備則ち同四十四年五月尚寧其通事蔡慶として日本の戦艦五百餘雜籠
これなり淡水を脅し取りて閩廣を犯さんとせる事を奏す

元和二年の事也日本の戦艦雜籠淡水を攻取りしといふ事心得られ
を雜籠ハ一フにハ東蕃といふ今の大清の諸羅縣の北にありをかは
ちこれ臺灣の地なり淡水洋ハ呂宋の地に近し按るに大明萬曆年
中に泉州の人鄭芝龍といふもの本朝に來りて肥前國松浦郡平戸に
とまり其後に長崎にうつり住を平戸老一官といひしハこれなり
つひに我國とさりて海盜のために推されて賊首となり熹宗天啓六
年十二月閩中に入て漳浦の白鎮に據るこれ本朝寛永三年の事也懷
宗崇禎元年九月に大明に降て終に福建の海防使となさるこれ本朝
寛永五年の事なり初め芝龍我國を去り塔伽沙古にゆき居る事一年
にして船よそひして安海にゆくといふおもふに日本戦艦雜籠淡水

と脅取といふ事ハ鄭芝龍の事をいふ歟又按るに芝龍大明に降て
海盜と平らけし功によりて後に太子大師に拜せらる其子鄭成功ハ
肥前國松浦郡の人寛永七年の秋我國をさりて安浦にゆきて其父よ
またらひ永曆の天子の時思明州に鎮して延平王に封せられ國姓爺
といはれしハこれ也其後寛文元年塔伽沙古の地を併せて東寧國と
あらたむすなはち今の臺灣これなり又按するに大明の書にこれよ
り後の事とせるせしものハいまた見及はむ

琉球の國人所ヤ其國の事

天地開けし初一男一女化生して三男二女をうむ其一男ハ君主の始よ
て天孫氏といひ二男を按司の始とし三男と庶民の始とし一女を女君
の始とし二女を内侍の始とを民俗淳樸にして神因りてあらはるこれ
ス君真物と稱す

慶長年中本朝の僧徒國よありて其風土の事を記せし書を按るに
此國の初一男一女化生す其男をシ子リキユといひ其女をアマミキ
ユといふこの時その島猶小にして波にたゞよへりタシカといふ木
の生し出しを植て山の躰としてシキユといふ草を植え又アタンと
いふ木を植て漸く國の躰となりつひに三子を生す一子は所の主の
始なり二子は祝の始あり三子は土民の始也其國は火ありしに龍
宮より求得て其國を成就し人物生して守護の神あらはるこれとキ
ンマモンと稱を其神に陰陽あり天より下るとキライカナイノキン
マモンといひ海より上るとオボツカクノキンマモンといふ毎
月ふ出現して託女ふ託して所々の拜林ふあそぶその託女三十三人
ハ皆王家也王妃もまた其一人也國中の託女ハ其數とあらを其神も
一怒る時は國人腕折爪折してこれと拜み慰む其俗にて獄と浦との

大石大樹ことく皆神よあかめ祭る又七年ふ一回のあら神十二
年ふ一回のあら神のありて速國諸島一時に出現を又あら神の出現
とキミナヌリといふその出つへき前に其年の八九月の間ふアヲリ
といふものあらはる其山とアヲリ岳といふ五色あさやうよして種
との莊嚴ありて三りの岳に三本あらはる其大さ一山をおほひつゝ
むその十月に至て神々あらも出つ託女王臣おのく、鼓うち歌うと
ひて神とむらふ王宮の庭と以て神の至る所とし傘三十餘とつ其
傘の大なる事高さ七八丈その輪十尋餘小なるものは一文はうと
又山神時ありてあらはる其數多くあらはる、事あり又すくなき事
あり其面ハ明ならも袖の長きものを着てその衣裳たちまち變じて
或ハ錦繡のことく或ハ麻衣のことし二人の童をまたりふ二、郎五郎
といふ其衣裳ハ日本の制のおとくにして小袖に上袴也神怒る事あ

りと見えて童と鞭打事あり童の帝裔犬のことし又ヲウケキウといふ海神あらはるゝ事ありそのたけハ一丈ばかりよりして陰囊然に大ききけれハ棍を結ひて肩にかくこれらの神のあらはれし事とも正しく見たりし事の由あるせり其國の人の君真物とあるしたるハこれらの神の事なると見えたり猶事の子細ハよく尋ねへし此外伊勢熊野八幡天満宮のこととき本朝の神をいそひ祭りし社とも多しといふ

天孫氏代を相嗣く事凡一萬八百餘年其徳衰へて政をたれ諸按司多クハこれに救くつひに賊臣のため弑されて其位を篡ハる浦添の按司其賊を誅す國人これを推して君位よ登らしむこれを舜天王といふ王はもと日本國鎮西八郎爲朝の子其母は大里按司の妹也二條院永萬年中爲朝海よ浮て流に隨ひて國は求め流丸國に至る流に求めむの故よりて流を求め稱せしといふ此説

然るへからすみれより此名あり國人其武勇に畏れ服し其國の名を改め琉求と名りけつひに大里按司の妹よあひくして舜天王とうむ是をかはち宋孝宗乾道二年の事也爲朝此國にまゝまる事日久しく故土と思ふ心禁一かゝとしてつひに日本に歸れり

爲朝は義家將軍の嫡孫六條判官爲義の八男十八歳の時保元の戦ふ父と同じく新院の御方にあり軍破れて伊豆國大島よ流さる廿九歳ふして鬼ヶ島よまされり韓國の後國人等うつさへによりて高倉院嘉應二年四月官兵をさしむけらる三十三歳にして自殺を按むるよ本朝にて鬼ヶ島といふものハをなほち今の琉球これなり但し爲朝廿九歳ふて鬼ヶ島よ渡るといふ時ハ六條院仁安元年の事也此年ハ永萬二年にてその八月よ仁安とは改元ありまをかはち宋乾道二年ふ當れり然らハ爲朝廿八歳にて彼國に至れるよや彼國に至り

一年に舜天王生るへしとも思はれを我國の傳へし所彼國に傳へし
所ふさつのあいた少くあやまれるよや
爲朝本國を歸りて後は其母に去たりひて浦添の里にあり歳長むるに
去さうひて其人よのつねにこえてをくれしうハ十五歳よりて國人の
ためふ推したつとひられて浦添の按司となり二十二歳よりてつひに
此國の王とはありたり

今川伊豫入道了俊の記されしものに尊氏將軍の先祖足利義兼ハ實
ハ爲朝の子なりしを義家朝臣の孫足利陸奥判官義康むつきの内よ
り養ひきせし憚りて人ふかくしけれハつひに知る人あり頼朝右大
將にハ殊更近付給ひしうハおほ世に憚りてむなしまものくるひと
なり給ひて其代ハ無爲よ過給ひし細川畠山などハ義兼の下より
られたるよやと見えたり此義兼身のさけハ尺餘にて力も人にむく

沖繩志に
六十年と
あり去れ
と云ふ一
年と云ふ
元と云ふ
正と云ふ
年と云ふ
す一と云
琉球史に
琉球を
祖と云ふ
山祖と云
其終る所
知らざる
志に云ふ
之祖天孫
之祖天孫
國と云ふ
本と云ふ
文と云ふ
無なる
又南島志
に云ふ一
年と云ふ
琉球史に
正と云ふ
年と云ふ
去れと云
誤ならん

れさりしといふ舜天王の事も亦思ひはらられぬと一と云は彼國
王ハ本朝の足利細川畠山等の流の諸家の源氏と同じく爲朝の後と
見えたり

在位五十一年よと薨を其歳七十二宋理宗嘉熙元年本
朝四條院嘉禧三年

第二代舜馬順熙在位十一年六十四歳よと薨を宋理宗淳祐八年本朝
後深草院實治二年

第三代義本在位十一年にあたりて疾疫國を行をを人民多く死す位を
逃れ其子よ譲る宋理宗寶祐七年本朝景源その、ら五十四歳よと薨を

第四代英祖在位四十年七十一歳よと薨を大元成宗大德三年本朝
朝興伏見院正安元年

第五代大成在位九年六十二歳よと薨を元成宗至大元年本朝
朝花園院延慶元年

第六代英慈在位五年四十六歳よと薨を元仁宗皇慶二年本朝
朝花園院正和二年

第七代玉城在位二十三年四十一歳よと薨を元順宗至元二年本朝
後醍醐院延元元年玉城立て其

徳明ならそその政行ハれす國人あらしむ戦ふ事年と經てつひに其國

て其國王をよめて日本への往来とと、む家久二使をつらひして其故を問ふ、邪那其使と待もる事無禮なり此上は兵とさしつらひしその無禮を誅をへしとすを神祖其請ふ所とゆるさる同十四年二月薩摩の兵戰艦百餘よとり来て彼國におし渡る邪那その國此兵と引くして大島よ出むらひてふせき戰ふ薩摩の兵その軍を分ちて後ろより襲ひせむ彼國の戰破れて討るゝもの數百人手負ふもの數とまらむつひは徳島とも攻破りて四月首里に攻入り又彼國の兵數百人をまりきて、王城と打やふりて其王をいけとる同十五年八月二日家久琉球王をくして駿府よ參り神祖を拜せしむその王緞子百卷羅妙十二尋蕉布百卷太平布二百卷を獻す其國を以て家久よ屬せらる王駿府よと、まけりうち第の王子病て死す佐敷王子といふか其墳墓今に清見寺にある也家久又王とくして關東よ參り九月十二日將軍家を拜せしむ此月廿日よ

一本に第の王子を第三子に作る
一本に九月の下の字をな

關東をたちて薩摩よ歸る王薩摩よと、まること一年よて本國にかへる事と得たり

第二十一代尚豐在位二十年五十一歳にして薨也大明徳宗崇禎十三年本朝明正院寛永十七年

第二十二代尚賢在位七年二十三歳にして薨也大清太祖順治四年本朝聖光院正徳四年按ずるに尚賢が代に書りて大明はろひて大清の代とはなりと云りまかれども此頃の關東の地はよと大清に服せずおもふに大清に入貢の事いざ王の時より始れるにや

第二十三代尚質在位二十一年四十歳にして薨也大清康熙七年本朝聖光院承徳二年按ずるに尚賢嗣封の後

第二十四代尚貞在位四十一年六十五歳にして薨也大清康熙四十八年本朝令上賈永六年按ずるに尚貞の

代よ書りて寛文十一年七月天和二年四月俄國に使を奉れり

第二十五代尚益在位三年三十五歳よして薨也大清康熙五十年本朝令上正徳二年按ずるに尚益の時にか寶永七年俄國に使をこ

琉球冊封使并朝貢使の事

南島志に在位四年正徳三年とあり

琉球冊封の事大明洪武年中に始れりそれより後其國王嗣立て貢使を遣らせて封と請ふに及びて給事中一員行人一員と冊封使となされ玉帶蟒衣極品の服色を假さる閩の三司その使の料大船二艘を作る凡其價おのく二千五百兩余を費も黄屋二層と作りて詔書を安置し貯ふる所の器用そこはくを以て冊使福州に至て南海の神を祭りて船を登る船被國に至る時其王法司官一員をして數千人を引くして其船を那滿港に引入れしめ其國の衆官大小百餘員として龍亭を迎恩亭にむらへ拜せしむ龍亭は詔書を載めしめしむ大使館よみちひき至りて迎恩亭より龍亭五里をわたりありといふ龍亭と中堂に安置し衆官又禮を行ふ事初のこと三日ことに大臣一員として安否と問ふ冊使まつ先王を祭るの禮と行ふ其廟は國門の外にあり天使廟に至る時世子素衣黑帶服の装束なりして門外に候も祭訖りて後中堂において酒と行ふ次は封王の禮と行ふの日世子衆官として館門

の外は候せしめ詔勅とみちひき王宮に至るその國門館とさる事三十里道殊は險し門をさる事五里の外に牌坊ありて其扁を中山といふ牌坊といは我國のよのつもの門のおとにこれよりしてハ路平らうにて左右ハ石て額をうつ所なり扁のすまはち額なりをたゝみて塙とを世子此所に出て龍亭を迎拜して國門にみちひく世子は冠服の事見えす一書には烏紗帽紅玉帶たるよし見ゆ其國の人其門をは歡會門といふ門と入れはすなはち王宮也宮門ハ三層にて層ごとに階あり正殿ハ山の嶺よりあり龍亭を殿の正中に設けてこれと拜也王王妃等に賜ふ所の物の如く座を拂ふの儀か後日よ又天使とむらへて天取圓覺等の寺に遊はしむ其後王始て天使館に至る後日に饌行の宴と設く行に臨みて黄金と以て送贖の禮とをすてにして冊使船に登る王又これと護送せしむる事始迎ふる事の如し又王親長史等をして表を進りて恩と謝をといふ

按るに琉球の冊使の例楯二つと作りて船にのせ其楯の前は天朝使臣之楯といふ字ときさまみ又銀の牌と針にてうつこれハ福州より彼國よゆく海路殊の外に險なれハも一風波の難のうれたき時ハ冊使おのゝ其楯に入りて針にてとちおき船くつかへりいつまの地にても流れよらんはその所の人此銀をとりて此楯をすて置かんよその後の使其楯ともとめて載籍るへきため也されハ此使よあてられ一人還りてのちに海路の事とやすにまぐ人皆ハ事故なく還れる事を慶賀せすといふことなりこれによりて彼國に使をつらはさはさる事無益なりたゝその國の使の来れるものに詔書をわたすつらはさるへしといさめせしものありまぐれともきてに代るの例となりし事なればその事をとめられかたしと見えたり

今大清の代となりし以後其使臣の記載いまた傳はらる但し琉球の人の中す所を併せ候するに明

の代の例に大きに左かひ一率とも開れす又進貢使の例大明の例其進見辭見皇太子并に宰臣に参見の儀その餘藩國使臣の例ハ相同しくして又其儀注事長ければこれと略す只今大清の代に至て其國進貢の例前代の時ハ同一からさる事もあるゝ大明の時ハ三年一貢なり今ハ毎年一貢なりといふ閩廣の人ハ尋問ひしに其答ふる所のものに見えし所ハ琉球國大清に貢する事福州より入る一年を全貢といふ其船二艘次年を折貢といふ其船一艘来る事は冬至と期とし去る事ハ端午と期とし琉球館を福州に設けしこれを待つ其貢官ハ二員正使ハ耳目官といひ副使は大夫といふ其使至る時ハ福建承宣使司より輪傘執事等を以てこれをむらへ筵と設け通船の人ことゝ宴賞ある事其差あは其貢物は匣頭漆器銅器海味土産の類也十二月ハ京師ハ進も唐官一員これを護送一朝廷宴と設けし優待せらるこれらの次第ハ福州より進する所の番付に見えしこれハ其交易の例船數と定められて銀額をバ定められ全貢の年は

一本に十貫
五を千貫目
に五六貫目
を五六百目
小を作る

三司官親方
の正一品
とあるは正
二品の樂
る一

十餘萬折貢の年は只五六萬を用ゆこれハ福州の港淺くして大船進み
りさき故に小いなる船を用ゆ船小いさよして多く載る事かなひ難
きハ故也其國の人買ふ所の唐貨細物は絲綢綾緞等粗物は紙藥種等其
銀ハ老板元銀二寶を用ゆ老板ハ我國の古銀元銀ハ我國の元字銀といふもの見えこり全
銀の年に十萬といふハ銀十貫目にて折貢の時五六萬といふハ銀
五六貫目を用ゆこれよさきまは其國の使福州の各官に送る所の例萬金を
る事と見えこり
費す康熙三十七年本朝元禰
十一年也巡撫官張中舉一槩に蠲免せしめは其國の人
被徳に感して今に至る迄これを祀る

○琉球國職名の事

王子 正一品 これ王の子弟

按司 從一品 これ所々の領主諸侯のこととあるもの歟

三司官親方 正一品

天曹司 一員

地曹司 一員 これ三公のこととあるもの歟

人曹司 一員

親方 從二品

親雲上 三品より七品に至るおのゝ正從あり

里之子 正從八品

筑登之 正從九品

按をるに正は皆と定まれる員あり從ハ其員數定まれる員なしと
見えたり

琉球國事略事

本朝寶貨通用事略

○金銀銅出い事

一天武白鳳三年三月對馬より銀と貢を

人皇より四十代厩敷千三百三十四年と經て我國の銀ハ始て出たり
延喜式に太宰府より毎年銀八百九十兩つゝ貢をと見ゆハ對馬より
出せる所なり此のち鳥羽堀河の頃迄對馬より銀と出せし由見ゆ
たり

一元明和銅元年春武藏國より銅を貢を

人皇より四十三代厩敷千三百六十八年と經て我國の銅ハ始て出た
りこれよりさきにも本朝にて銅を用ゐらと事とも見ゆたりそれ
らハ皆外國より來れる所なるへし倭國の銅これを始とをれハ年
號とも和銅とは改らる倭和相通して用ゆ

一聖武天平二十一年三月陸奥國より黄金と貢む
人皇より四十五代曆數千四百九年を経て我國の黄金ハ始て出たり
是よりさきにも本朝にて黄金を用ゐられし事とも見はたれとも皆
外國より來れる所也此時大佛の像と造られしにこれを裝へま
料の黄金おけれハ異朝に求められんとせしに陸奥國より始て黄金
を九百兩貢せしかは悦ハせ給ふ事限りあらずかて年號を天平勝寶
とは改められたり延喜式にも陸奥國より毎年砂金三百五十兩つゝ
貢せしとあるハ世に奥州の貢金といひしもの也其後後白河の頃迄
此貢金ハまゐらせしなり
一延喜式に下野國より毎年砂金百五十兩鍊金八十四兩つゝ貢せし由
見ゆ此國より金出し始はいたた詳にせむ
繼按るに本朝國ひらけし始より千餘年を経て我國の金銀銅始

て出つ天地の大寶と秘る事と又其代の財用とほしかりし事と
を思ひはかるへき事かそれより後我國の金銀銅諸國より出ると
ハいへとも年ごとに出品所の數をくまきと以て國用のゆたかお
らさる事も又思ひはかるへし
一佐渡國にハ黄金あるよし宇治大納言物語に見はたりされハ此國に
ハ昔より有しかと世に是と採るをへしちさりしなり近き頃ほひ
上杉謙信入道彼國と攻取しより後其金を採りて國用と足を太閤秀
吉兼てより此事と傳へ聞て代としられし後に謙信の義子中納言景
勝を救て奥州に移し佐渡國をおしとりて金と採らせられしかと金
出を以て程なく盡せらむたり慶長五年關ヶ原の事終りし明る年よ
り此國の銀出る事夥しともいふはかりあしかる事は我國の古よ
り傳へ聞さる所也同十三年の頃より銀出る事はしめのことくにハ

あらしこれより年々に乏しくなりて或は又黄金ともまじへ出せり
一石見國より黄金を出せる事其始より是も始めは出る事多から
む慶長六七年の間より出る事多くなれり程なく此國の金を採る事
とは止められき

一伊豆國より黄金白銀を出る古は此國より出さず事は聞えむ是も慶長
十一年の頃より出て其數大うさへ佐渡國より出る事のこと程な
く出る事多からむして採る事とせしめらる

一陸奥の南部より黄金出つこれも慶長十三年の頃出さず殊に多く
てほとなく出す

謹按むるに佐渡石見伊豆奥州の南部より金銀と出せし事古にま
るる當家世を去るしめされし初より出さず本朝の古よりつひに
聞さる所なりとより此より百年の今に至りて我國の金銀萬國よ

すくれ多くして財用のゆたかある事ひとり我國の古にためしな
きのとよあらず外國にも類ひなき事とも也今の代の人かゝる事
をも去らむして神祖の恩徳我國萬代の後までよ至るへき御事と
も去らむ口惜しき事也又これによりて我國天地の運慶長五年よ
り新たよ開らけ初りし事とも去りぬさらば聖子神孫まで祖業と
守らせ給ひ天下の責き賤しきおのゝ其所を得せしめ給はし神
祖の御後は天地と共に久しかるへき事うらなはむして知ぬへき
御事なり

又按むるに神祖かくれ給ひし後よもこゝかゝりこより金銀出さず
代りに聞えしと其數多うらむわつらに佐渡陸奥等の地より出
す事あるよしをやすか

○金銀の制の事

一天武白鳳十二年用銅錢廢銀錢

是よりさきの代よりハ物を交易する事米穀絹布と用ひき白鳳三年我國の銀出しより銀錢と用ひられしと見えたり其十二年に及て銅錢と用ひて銀錢と止められしなり但し此頃の銅ハ外國より来れる所あるへし

謹按もるにこれ我朝よて銀銅を寶貨とせし始り

一元明和銅元年始行銀錢銅錢世にハゆる和銅錢なり

此時より我國の銅よて錢を鑄出し又銀錢をも兼用ひられしあり

一孝謙天平寶字四年鑄新錢

此時銅錢を改鑄らる萬年通寶又銀錢を改鑄らる太平元寶銀錢一つと以て銅錢十に當つ又金錢を新たに造らる開基勝寶金錢一つと以て銀錢十に當つ

謹按もるに本朝黄金と以て寶貨として通用もる事の始り

一稱徳則孝謙皇天平神護元年 更鑄錢 神功開寶

一桓武延暦十五年 更鑄錢 隆平永寶

一嵯峨弘仁九年 更鑄錢 富壽神寶

一仁明承和二年 更鑄錢 承和昌寶

一嘉祥元年 更鑄錢 長年大寶

一清和貞觀元年 更鑄錢 鏡益神寶

一貞觀十二年 更鑄錢 貞觀永寶

一字多寬平二年 更鑄錢 寬平大寶

一醍醐延喜七年 更鑄錢 延喜通寶

一村上天徳二年 更鑄錢 乾元大寶

此後本朝にて錢を鑄られし事いまたまかき皆異朝歴代の錢と用ひしと見ゆたりかくて大明永樂の天子太宗の代に及て鹿苑院公方

義滿彼國の封爵を受られ其頃異朝にして永樂新錢を鑄られしかば
我國へも頒賜へり是永樂錢我國に來りて一め也其後東山公方義政の世に奢侈と好み
て國用甚た促りしか寛正五年文明七年同十五年三度まで大明の
天子に錢を賜るへき由を望請ひやさる中にも文明十五年にハ十萬
貫をたに給りなハ我國の用足りなむと歎きやされき其頃にかほ
とまてに我國の財用ハとほしかりき

謹按もるに一説に享祿天文の頃より我國にて永樂錢を通用せし
といふ事あり是ハ永樂一貫文を以て古錢四貫文に當て永樂錢法
にて古錢をも用ゐしといふ事也

一天正十六年造黄金大判小判

藏田殿ハ財と生むるの才略おハせしかハ國富たり秀吉又其才おハ
したれハ天下をしり給ひしより天下の財と聚斂して國用を足されき

天正十六年に新たに大判小判等を造らる是世に天正十六年判とい
ふものなり但しこれより三年の前天正十三年の秋に金賦とて大名
小名に金銀と賜ひし事あり金五千枚 銀三千枚さらは其頃すてに大判丁銀等ハ
ありしなりこれハ古よりありしものにて十六年の制とハ同一から
ざる歟

一慶長四年始造一分判

此年ハ秀吉薨したまひし明年にて關ヶ原の前の年なりおもふに秀
吉の末年に此事とたくみ出されてかくれ給ひし後に功訖りて世に
行はれしなるへし

謹按もるに己上ハ皆ハ當家より前代の事ともあり

一慶長六年の後ハ大判小判一分判丁銀豆板等の制改る駿河判江戸判
なといふハ皆ハ造られし所と以て稱を此外に甲州判といふあり後

元禄八年迄年々に造り出せし所の金銀の惣數まつ金七千萬兩銀八十萬貫目ほどのつもりとすを歎

一慶長十三年十二月止永樂錢用京錢

京錢といふハ異朝代の古錢の事也これより永樂錢法ハやみしな

一寛永十三年六月新鑄錢 寛永通寶

江戸と近江國坂本と兩所にて鑄らる是よりして本朝の銅錢ゆたかにありたり歎廟の御恩徳もまた有かたき御事也是より後に寛文年中又新錢を鑄らる案に文の字をまらざる元禄中金銀を改造られ其後又銀を再び改造られし事大錢を鑄られし事とも人々えれる所なればまるとに及はむ

權按むるに以上の事ともと以てまつ知るへし國家の財用古にハ

艱難にて今賑富せし事ともと

○本朝金銀銅外國に入りし惣數の事

一慶長五年より前上古よりの事ハまはらく論せむ室町殿の代より信長秀吉兩代に至るまで西國中國の地より外國へ入りし金銀の數いかにほとといふ事しるへからむ是一つ

一慶長六年の夏交趾カウチの舶來れり其數に來るもの千二百人ありきこれ當家に及て海舶の來れる始ありこれより正保四年まで四十六年か間我國の金銀外國へ入りし事いかほといふ事ハしれむ是二つ

一慶長六年の夏外國の舶我國へ來り初て寛永元年まで二十四年の間ハ九州の内いつとの浦へも心まゝに舶をよせ商賣せしあり東國へも舶つきて商賣せし事もあり慶長十四年の上總大湊浦に黒船つきてし事ありき長崎より外にての商賣を禁せられし事ハ寛永二年に始まりされハ二十四年之間諸

國の浦にて外船商賣せし時取り行し所の金銀の數ハ一
ハ是三ツ

一慶長六年より寛永十一年迄三十三年の間ハ御朱印船として我國の高
人とも今の英蘭所といふ者の先祖又ハ亞馬港ノビスパン運運安南呂宋等の
國とに年毎に行て商賣し此外にも私に行てあまふこと年とに絶
も其時に我國の金銀を持ゆきし事其數いくらといふ事と一ハ是
四ツ

一寛永の初迄ハ今來れる國との外に交趾、占城、安南、呂宋、ノビスパン、イ
ギリス、カレワタ、イタリヤ、亞馬港などいふ國とより年とに來りあま
ふひたり其後耶蘇の法をいたく禁せらるより是等の國と來る
事をゆるされもこれらの國とへ持ゆきし金銀の數もまたあるへ
らも是五ツ

一寛永の初耶蘇の法をいたく禁せられしより前々た三四十年間我
國よて其法と信受せしものとも年毎に其國との師の許へ贈遣はせ
し禮物の金銀是ハ商賣の金銀いくらといふ事と去らも是六ツ

一近年に至りて長崎よて商賣の外私の商賣に是ハ商賣の金銀外國へ入りし金
銀の數あるへらも是七ツ

一慶長の初より今年に至て對馬國より朝鮮へ入りし金銀の數いくら
といふ事を詳にすへらも是八ツ

一古へより今に至て薩摩國より琉球へ入りし金銀の數いくらといふ
事と詳にすへらも是九ツ

右九ヶ條の事ハいつとも詳にすへらも是等某事あるは心つき此九
ヶ條の外に長崎一所より外國へ入りし金銀銅の大數まつ知れし
所左のこと

一金二百三十九萬七千六百兩餘 正保五年戊子より寶永五年戊子迄凡六十一年の間外國に入り大數なり

一銀三拾七萬四千貳百九貫目餘 正保五年より寶永五年迄凡六十一年の間外國に入り大數なり

一銅壹億壹萬壹千四百四拾九萬八千七百斤餘 寛文三年より寶永五年まで凡四十六年の間外國に入り一所也但し銅は慶長六年より寛文二年まで六十二年の間事分明ならずといふなり

謹按るに長崎一所より外國に入り一所六十二年間の大數も

右のこととしましてや前にあるせし所のはかりするへくらさる九

ヶ條の大數おもひやるへ一今轄く法を立て長崎一所にて六十一

年間の外國へ入り一大數と以てかのはかりするへからぬ九ヶ條

の大數を推し量るに

一金六百拾九萬貳千八百兩條 慶長六年より正保四年迄凡四十六年の間に外國へ入り一大積り并正保五年より此のたの總數なり

一銀百拾貳萬貳千六百八拾七貫目餘 慶長六年より正保四年迄四十六年の間に外國へ入り一大積り并正保五年よりこのかたの總數なり

り數を

右金銀の事ハ正保五年より寶永五年迄長崎一所にて外國へ入り

一 大數を貳倍よして兩口と都合せし積りあり

一 銅貳億貳萬貳千八百九拾九萬七千五百斤餘 慶長六年より寛文二年迄六十二年の間は外國へ入り一大積り并寛文三年よりこのかたの總數なりこれは寛文三年よりこのかたの數を貳倍せし積りなり

右ハ慶長六年より寶永五年まで百七年の間は我國の金銀銅外國

へ入り一所の大數也此數を以て推し時ハ外國へ入り一金ハ只今

我國にある所の金の數三分の一に當れり 我國只今の新金は古金貳千萬兩を以て造り出せし所なりといふ

六百拾九萬兩を三つ合す銀ハ只今我國にある所の數よりハ貳倍ほど多

く外國へ入りし也 我國の内古銀の數四十萬貫目ならずはなるといふ然に外國へ入りし數百貳拾萬貫目近くなれば我國の銀は殊の外に減せしなり

但し此大數ハよほど引入をたる積りあるへ一凡外國に入り一

所の金銀銅の總數是よりハ猶多き事にや

一 異朝の寶貨古今の事を按るに漢の代ほど黄金多かり一代ハあ

もと中傳へたり其後代を經て次第に金銀すくなくなりしほとに
宋の代の中頃より交鈔といひて我國の紙錢のことくあるものを用
ゐて國用と通する事もありて元朝に至ては専ら此交鈔はかりを通
し用ゐ明朝も及て銅錢を以て交鈔は雜へ用ゐて今に至れり是漢の
代より後より金銀銅共よ世よ出る事多うらぬ故也されば彼國代
の人の論せし所は凡金銀の天地の間は生ずる事これと人よたと
ふれは骨のことく其餘の寶貨は皆は血肉皮毛のとききなり血肉皮
毛は傷れ疵つけとも又生ずるものなり米穀布帛を以て骨の器物等皆然り骨のとき
は一たび折を損してぬけ出ぬれば二たび生ずるといふ事なり金銀は
天地の骨也五行のうち木火土水は血肉皮毛也金は骨也これと採る後より二たび生ずるの理な
しこゝを以て上古より漢の代に至るまで採得し後中國の金銀ふた
ゝひ生ずる理なりといへり又漢の代よさへり多うりし金銀の後

の代も及てうせ果し事ハ五胡五代遠金元の代よの亂は夷狄の地よ
とりゆき又海外諸國の商賣のためによせたり我國のむかしより元永の頃ま
て六十餘州の中に用ゐし銅
錢は皆は異朝の錢也日本一州にとり來りしはかりもおび
たや一き事也まして万國にとりゆきし事おしはかりもおび
りと中傳たへりをみれは異朝にてゆきのつねの事に金銀の符と多く用ゐる事もなと又殿閣等
をみれは異朝にてゆきのつねの事に金銀の符と多く用ゐる事もなと又殿閣等
をみれは異朝にてゆきのつねの事に金銀の符と多く用ゐる事もなと又殿閣等是等の論によりて我國の事を考るに此國ひらけ始
りしよりのち千餘年の間ハ金銀銅出る事もなくそれらの代よも世
ハゆさかよ治りき其後去れらの寶貨我國よ出しうと其數は殊よもく
ありりし事又千年に及へり我神祖の起り給ふに至りて天地も其功
をたまけさせ給ひしと見えて我國の金銀銅の出し事我國の事ハさ
ておきぬ萬國の中にかゝるためしを聞かす然りとはいへとも我國
土の骨一とひ出ぬれば再び生をへからざるの理あり此のち千萬年
と經るとも神祖の御時のことくに金銀銅の多く出る事あるへうら

漢の代より後の事を以て然るにそれより百餘年々間外國に流れ入り
 所の數かの五胡五代遼金元の代より之よりき中國の金銀を夷狄の地
 にとりゆきし數よくらふれハ猶萬と多うるへいかくて此後も今迄
 の事のことくに毎年拾四五萬兩と失ひおは十年にして百四五拾
 萬兩を失ひ百年にして千四五百萬兩とすなふへ神祖より當代
 に及ハせ給ひて既に百年も及ひぬをこれより後又百年を多く
 るといふとも四五世の御ほどには過へうらむされハ聖子神孫十世
 二十世の御後より我國よて用ゐ給ふへき金銀銅とほしき事かの異
 朝の事此ことくあるへ我國此むかし金銀銅なりり事千餘年々
 ほと世もゆたうよ治まりといへとも其代々の時代こと此外に上
 りて人此心も俗もをおほあり一故なり今より百年千年此後次第よ
 時代も下りて人此心も俗もうまくなりゆかんに世ハいかにある

へき事にやまへて異國の物此中に藥物は人此命とをくふへきも此
 あれは一日もなくてはかおふへうらむ是より外無用此衣服器器の
 類此物に我國開け始りより此うた神祖此御代に始て多く出さり
 一國の寶は失はむ事返さくも惜むへき事也我國萬代の後此代ま
 て此事と思し召され神祖此御心をもて御心となされんには今此時
 よ及ひてその御心得あるへき事ありかた御めくみなるへしさら
 はおのつうら神祖此御後ハ天地と共に長く久しくおはしまりて其
 世も民ゆたかき國治まりぬへき事掌を見るうことくなるへ

高野山事略

○學侶行人聖等由来の事

古ハ高野山大衆の中學侶行人をといひし事ハ聞えと元弘建武の頃迄も滿山
の大衆をさすせしに滿山
大平記等に
いとの如し世に傳ふる説よハ弘法大師此山と開かれ後ハ其法孫の
專ら密教と修し行ひしものと學侶といふ大師よりさき役行者此山ハ
千手堂と草創ありてよりこのうと此山ハ住せし行者の法孫其後大師
の弟子とありて密教を修し行ひ兼ては又大峯葛城等の山ハよて修練
行法をるものを行人といひしといふ又一説ハ應仁の亂後天下大まに
亂としよりこのうと滿山の大衆の中強壯のものハ帶劍防戦して國內
の振籍と守護し老弱のものハ讀經修法して山中の安穩と祈禱せしよ
りおのつうら學侶行人等の名ハ出来しといふ又行人方を惣分といひ
學侶方を多分といひしも天正の頃より世の人ハあらはせる所也とい

ふ聖といふものの中頃時宗の僧此山より来り住て或ハ念佛修行一或ハ
廻國勸進せしと神祖の御時よ至て真言秘密の靈場よ其法侶よあらし
るもの、雜り居るへき事然るへうらさる由の仰よよりてことく
皆真言の教よ隨ひしといふ

○木食上人高野山と再興せし事

興山寺の開祖興山上人應其といひしハ木食修行此僧なりしハ世に
ハ又木食上人ともやせし也此上人もとは近江北守護佐よ木此流にて
三十七此時に出家し高野山に登りて修禪練行を秀吉關白世を去り給
ひし初に紀伊國高野根来此僧徒等や、もすれハ甲冑をよろひ弓箭と
とりて其國を押妨くる事佛法よ違ひ王法にも背き甚無道此至也と
て天正十三年の春自ら拾萬餘騎此兵を引具し國中の要害ことく
に打破りてうたる、も此二千餘人まつ根来寺に攻入り堂塔寺院こと

くくに燒ほろぼさる高野此大衆會合して僉議をるに防き戦ふへき
義勢もなく大師此靈跡破滅せん事此時を以て其期とも應其大悲願を
發しいりにもして此厄難を撲ひて佛祖此恩に報ゆへしとおもひ此僧
ら中に吉に任せられなは一身を以て大衆此命よ代り秀吉此軍と去り
そけて我山此再興を致すへしといふ大衆大きに力得てこれすなハ
ち叢祖大師此再来して我山と中興し給ふ所也いりてこのまふ吉に
そむくも此あるへきといふ應其やうて燧熾天皇叢祖大師の手印等を
うけとりて秀吉の陣よゆきむらひ此山ほろぼさるへき事然るへから
さる事此よしを歎きやければ秀吉忽に心とけて七條と去りて一山
の僧侶を詰難せらる大衆一同よ息狀を捧けしは木食上人一身を捨
て大衆の命に代りて歎きや所と感し上人のよめよ此山を建て置くよし
の誓書と下され上人を以て一山此僧統とせられ學侶行人時宗客僧と

とく皆上人に附屬せらるゝ由と以て下知せらる同十八年上人一寺に建立を關白に執奏によりて宸翰を添られ後陽成院の御時也興山寺の額を賜りて勅願寺とあされ勅して千石の地と以て寄附せらるこれ朝家より御寄附のよ一也といふ又秀吉はねに人におかひて高野の本食と招ふへかす本食の高野也とのたまひ又上人の寺を興山と名つゝあられ一事も上人此山を再興せし功徳をあらうと見たり同二十年秀吉の母公上人として一寺と建立せしめ三千石の地を寄附せらる今の青巖寺是なり上人興山青巖兩寺の住持職と兼帶し慶長は初兩寺と以て其弟子勢譽に附屬し同十三年近江國飯塚寺にして入寂を七十歳といふ

○學侶行人兩派わかれとつ事 附 文珠院此事

文珠院勢譽は學徳才能山中第一に聞えありしは木食上人關白に才て我弟子としつひに興山青巖兩寺の住持職をゆつる慶長五年の九月東西の戦起るを聞て大峯修煉の道場より相從ふ僧徒に物具させて關

ら原此御陣に馳參る神祖此御感斜あらむ此年の冬興山青巖住持職の事相違あるへうらさる由御書を賜る同六年の五月沙門此身多く此所領あらん事然るへうらさるよし仰ありて木食上人の遺領は興山寺領千石青巖寺領三千石行人方行事領二千石都合六千あり青巖寺領三千石の地と三分せらる興山寺領は千石と以て一山伽藍修理料として興山寺に附られ千石を以て學侶檢校に附られ千石を以て碩學の僧配分料にせられ勢譽を以て興山寺の住持として檢校を以て青巖寺の住持とあさるこれよりして學侶行人の兩派わかれたり此
い本願寺をふたつにまけられしに相同し其後神祖駿府に御座をうつされし時勢譽を召れて今より後は常に御前に伺候をへしとて其寺地を下されし
 ハ文珠院を駿府に建立して移り住ま興山寺を以て其弟子應昌に護る慶長十三年の事也といふ 同十七年に入寂を六十六歳
 神祖此僧と三能の僧と仰られしハ博學武勇醫術の三つ也といふわ

うき時弓矢打物とりてハ山中に雙ひあふ織田信長と戦ひ一時その
の軍將松山と組て首ととる老衰の後身煩はしくして一溪道三も醫
術と學ひて其道と得たりきその老たるとあはれませ給ひて乗物よ
乗あうり御玄關に至る事とゆるされ御前よしても蒲團よ座せしめ
られしよよりてその頃よ文珠院蒲團とカせしは是也

○文珠院と江戸よ移る事

興山第三世應昌ハ勢譽附法の弟子として其師の讓と得て興山寺の住
持職とあさる常に駿府よ伺候し五年ことに登山して山の事と沙汰を
慶長十九年の冬大坂の御陣よ供奉す十二月五日應昌を召されて南都
内山吉野大峯熊野北山等の山卧土民等大坂よくみせしものとも退治
をへき由の仰と蒙りこゝかゝりに馳向ひて一揆等と降伏し明年四月
御暇と賜て登山し山の僧徒よ物具させ大坂の御陣よ馳參る神祖かく

れさせ給ひし後江戸淺草にて寺地と賜り駿府よありし文珠院の坊
舎と引移し其後北の丸の御座敷を下されて常に御前に伺候し五年よ一たび登
山し山の事と沙汰とる事もとのことし

○東照宮高野山よ御鎮座の事

神祖御在世の時文珠院よ命せらる高野山ハ萬代不易の靈場なり我
千秋の後よハ彼山よ跡を垂はやと仰ありし御事と以て神宮造立の事
と望やけれハ尤以て神妙の事也と仰ありし御ゆるしと蒙りしハ結
御祖御父子の仰ありしハ御祖やうて登山し自分の力と以て興山寺の山上に神宮拜殿寶庫
鐘樓等を造り出してこれよりして毎月十七日に六十口の僧と供養し
て法事をあし毎日よ御本地薬師供法并よ護摩供法を修する事聞如あ
しこれすあはち寛永四年の事也

○學侶行人爭論の始の事

れ慶安年中御使度々登山此後いくほともなく争論よ及ふと以て也同
三年七月寺社奉行所より御條目九ヶ條を下まつひに神宮の論をは天
野の神主に附らる神論の論凡四年にして決ま此争論は嚴祖の御治世の始也此
度の事い濰項論の事すてに學侶
の志を得しによりて其利に乗して行人の僧徒を減すへき
かために事を神論に假りて又争論をひらきしといふなり寛文三年七月大赦よよて學
侶行人の僧等召還さる此年八月立詮入寂也

○學侶行人第三度争論の事

寛文三年十一月立詮り弟子此僧雲堂を召出されて興山寺住持職にな
さる十二月學侶行人等此制條を改定められ同四年五月聖方此制條を
下さる行人此僧等供養供法等異同此愁訴あり今度神條目を出されて慶安の神條
目をめし返されしよりてなり
同六年八月雲堂を丹羽左京太夫に召預らる興州二本松に謫居すこれ
行人此僧制條に従はさるも此と同意の事然るへからさる由と以てあ
り

○學侶行人第四度の争論并興山寺住持職興山上人の法孫断絶
此事

延寶三年十月雲堂謫居の事御免ありて同四年十月十八日雲堂并學侶
行人此僧等を評定所よめさる學侶行人の僧等自今以後ハ慶安の制條
の旨を相守るへきよ一仰下され雲堂と以て興山寺の住持職に還補せ
らるこれより下は憲祖の御時の事なり此時寛文六年學侶行人へ下されし三十六ヶ條并に聖方への
制條ごとく一々皆めし還されて自今以後ハ飲祖の御時の制條目を相守るへきよ一の仰なり
元禄二年二月學侶の僧等訴やすむねありて行人の僧に召問はる、事
あり同四年四月學侶行人の僧等を評定所に召されて二十一ヶ條の法
制を以て學侶断絶の事を決せられ雲堂事ハ隱居あるへきよ一と仰下
され高野の僧来迎院某をめし下されて興山寺住持職に補せられ興山
上人よりこのりた師資相承五代の法脉此時に至て断絶す此ハ興山寺の住
持職の事ハ行人
の祖頭の僧等誓詞を傳けて興山住持の僧をえらひおのく入札を連らす由にて來迎院を住持と
ふされき此時の誓詞の前書等高野山にて用ゐる所の文言なりいかにしてこれらの事は一ろ一めされ

二十一丁、二行 (我國)ハ 其國
二十二丁、五行ノ注 (金錢を費す)ハ 金銀を費す

明治十五年五月四日板權免許
同十六年五月十日出版

著者遺族入新井玄中
代理兼出版人

東京府士族
竹中邦香

東京日本橋區元町四番地

東京神田萬世橋内 國文社本店

同新橋竹川町 同支店

同銀座四丁目 同支店

同尾張町貳丁目 潤生舎

捌

賣

書

同芝神明前

山中市兵衛

同通貳丁目

稻田佐兵衛

同通三丁目

丸屋善七

同本町

中外堂

同南傳馬町貳丁目

有隣堂

肆

同京都寺町三條上ル

細川清助

同大阪本町貳丁目

國文社支店

